

学習内容基準について

(1) プログラム認証基準の基本的な考え方

- 教育研修機関が規定する必修／選択科目は区別しません。
- プログラムの判定は、本基準が定める科目（もしくはそれと同等の内容）単位で行い、本基準が定める全ての科目を満たした場合に、当該プログラムを認証します。
- 科目の充足は、下記の全ての要件を満たすことを持って判定します。
 - ▶ 科目を構成する単元の60%以上を満たしていること
 - ▶ 科目ごとに定められる必要履修時間を満たしていること
 - ▶ 科目ごとに定められる講義形式を満たしていること
- プログラムの認証は、教育内容と対象職種により区分します。
 - ▶ 教育内容は、レベル1・2・3の3段階に区分されます。
 - ▶ 対象職種は、①事業主・法人スタッフコース・②支援スタッフコースの2段階に区分されます。

(2) プログラム認証基準に関する用語の定義

- 科目
内閣府主催のワーキンググループにより示された「食の6次産業化プロデューサー」として活動するために必要な知識領域を評価基準に基づいて体系的に整理したもの
- 単元
科目の内容を規定する単位であり、教育研修機関のカリキュラムとの照合を行うためのもの
- 必要履修時間
ある科目を修めるために最小限必要と考えられる講義の長さを定めたもの
- 講義形式
座学、事例学習、事例演習（ケースメソッド含む）、実習、視察・ヒアリングに分類されます。各講義形式の違いは、次のとおりです。
 - ◆座学
テキスト等を用いて講師の話す内容を聞いて学ぶ
 - ◆事例学習
単元の内容理解を深める目的で、実際の事例を基に、単元の内容に沿って分析

方法の使い方や分析した結果の講義を聞く（受講者が主体的に参加する形態であることが望ましい）

◆事例演習（ケースメソッド含む）

単元の内容を体得する目的で、実際の事例を基に、受講者が分析及び第三者的評価を行う（ケースメソッドであることが望ましい）

※ケースメソッド:実際の事例等を基に設定された事業環境や前提条件の下で、単元の内容を踏まえた上で、受講者が当事者になったつもりで意思決定をする演習を行う。

◆実習

単元の内容を受講者自ら実際にやってみる。又は、単元の内容をロールプレイングで仮想的にやってみる。又は、現場実習（単元の内容が実際に行われている現場において、体験等を通じた学習を行う。）

◆視察・ヒアリング

単元の内容が実際に行われている現場に出向いて、実施者にヒアリングを行う

注)「育成プログラム（学習内容認証基準）」は、プログラム認証における最低限必要な学習の内容を示したものであり、審査において、基準を上回る学習が期待できると判断された場合には合格となる。